

## 一般競争入札の実施について

下記のとおり一般競争入札を実施しますので、精華町契約規則第3条の2に基づき公告します。

令和8年5月26日

精華町長 杉浦 正省

### 記

#### 1. 入札に付する事項

- |               |                       |
|---------------|-----------------------|
| (1) 業 務 名     | 令和8年度 精華町観光魅力発信業務     |
| (2) 業 務 場 所   | 精華町指定場所等              |
| (3) 業務内容の仕様等  | 「仕様書」のとおり             |
| (4) 履 行 期 間   | 契約締結日 から 令和9年3月31日 まで |
| (5) 発 注 担 当 課 | 精華町事業部商工推進室           |
| (6) 入 札 方 式   | 紙入札                   |

#### 2. 入札参加資格要件等

##### (1) 共通要件

- ア. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- イ. 本一般競争入札参加申請書(以下「入札参加申請書」という。)等の提出期限日から入札執行の日までの期間に、精華町又は、京都府の指名停止措置を受けていないこと。
- ウ. 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がされていないもの又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていないものではないこと。
- エ. 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行っていない者であること。
- オ. 精華町暴力団排除条例（平成23年精華町条例第30号）第2条第4号に規定する暴力団員等でないこと。

##### (2) 個別要件

- ア. 令和7・8年度精華町物品役務競争入札参加資格を有していること。

### 3. 本契約締結の要件

落札者が入札執行日から契約締結日までの期間において、精華町又は京都府の指名停止措置を受けた場合、又は落札者の不正行為等が発覚した場合については、本落札決定を取り消すものとする。

### 4. 入札参加申請書等の作成及び提出等

#### (1) 入札参加申請書等の入手方法

ア. 交付期間 令和8年5月26日（火）から令和8年6月2日（火）まで

イ. 交付場所

精華町ホームページ (<https://www.town.seika.kyoto.jp/>) からダウンロード。

※希望者には、精華町事業部商工推進室（事業部事務所内）でも交付します。（開庁日の午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時を除く。また、令和8年6月2日（火）については午後4時までとする。）

ウ. 入手費用 無料

#### (2) 入札参加申請書等の作成

(1)の方法により入手した入札参加申請書等をもって作成し、(3)で指定する期日内に提出すること。作成説明会は実施しない。

#### (3) 入札参加申請書等の受付

ア. 受付日 令和8年6月3日（水）及び6月4日（木）

イ. 受付時間 午前9時から午後4時まで（ただし、正午から午後1時を除く。）

ウ. 受付場所 精華町事業部商工推進室（事業部事務所内）

エ. 提出書類 以下の①～③ 各一部

①一般競争入札参加申請書

②入札参加申請書受付票

③令和7・8年度物品役務競争入札参加資格審査申請の受付票の写し

オ. その他 入札参加申請書等は持参するものとし、郵送又はFAXによる提出は受け付けない。

### 5. 入札の方法及び入札を執行する場所、日時等

#### (1) 入札方法

本業務の入札参加者出席のもとで、入札書の提出により執行する。

#### (2) 入札日時予定

令和8年6月19日（金） 午後2時から

#### (3) 入札場所

精華町役場 3階 入札室

#### (4) 入札条件

ア. 入札保証金 免除

イ. 契約保証金 免除

ウ. 最低制限価格 無

エ. 内訳書提出 必要

- オ. 入札及び契約等の事務取扱については、精華町契約規則及び法令その他の定めるところにより行う。
- カ. 入札参加申請締切日において、入札参加者が1社のみの場合に入札を取り止める。
- キ. 入札を辞退する場合、入札開始時刻までに書面により商工推進室へ届け出ること。様式は任意とし、“辞退届”の表示、届出日、業務名、辞退理由、住所、業者名、代表者名の記載、及び代表者印の押印があれば可とする。なお、事前に電話連絡のあった場合に限り郵送による届け出も可とする。(入札開始時刻までに必着のこと)
- ク. 入札会場への入場は、1社につき1名とし、出席者名簿と同じ番号の座席に着席すること。なお、代理人による入札は、委任状を提出すること。
- ケ. 委任状の様式は、入札公告時に交付したもの又は準拠した様式とする。
- コ. 委任状は入札会場に持参の上、入札従事職員へ手渡しすること。
- サ. 入札書は封筒に入れ、入札日時及び場所にて入札従事職員の指示により、入札箱に投函すること。
- シ. 入札書の様式は、入札公告時に交付したもの又は準拠した様式とし、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。委任状を提出した場合は、入札書に記載する氏名・印は、委任状記載の受任者のものとする。
- ス. 入札金額の積算根拠を明確にするため、入札執行時において、落札候補者となった者から本業務内訳書（以下「内訳書」という。）の提出を求める。
- セ. 入札書に記載する金額は、内訳書の合計金額（消費税及び地方消費税額を除く合計金額）に一致させること。
- ソ. 内訳書の様式は任意とするが、記載内容は設計図書に参考資料として添付する金抜設計書の項目に一致させること。また、内訳書には、業務名、業者名、代表者名を記載し、代表者印を押印すること。
- タ. 業務内容に関する質問は、入札公告時に交付した質問書により期限内に提出すること。
- チ. 本契約の履行に際し関係法令及び契約書を遵守すること。状況により調査を行う場合がある。

#### (5) 入札の無効及び失格に関する事項

- ア. 入札に参加する資格のない者の行った入札。
- イ. 申請書等に虚偽の記載をした者や提出しなかった者の行った入札。
- ウ. 記名押印のない入札。
- エ. 金額、氏名、その他重要な部分の誤脱もしくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者。
- オ. 入札執行時において有効な内訳書を提出しなかった入札。
- カ. 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む）をした者の行った

入札。

- キ. 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者の行った入札。
- ク. 入札従事職員の指示に従わない等入札の秩序を乱した者の入札。
- ケ. その他、入札に関する条件に違反した者の入札。

## 6. その他

- (1) 入札参加申請書等の提出により、直ちに入札参加資格を有するものではない。参加資格の有無については、申請内容を精査した上で後日書面にて通知する。
- (2) 入札参加申請書等の作成に要する費用は、申請者の負担とする。
- (3) 提出された資料は、返却しない。
- (4) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当該の入札参加資格業者としないとともに、精華町の指名停止措置を行うことがある。
- (5) 入札会場では、静粛を保ち、私語を慎むこと。また、入札会が開始されてから終了までの間は、原則として入札会場の出入りを禁止する。

(問い合わせ先)

精華町 事業部 商工推進室

電話番号 (0774) 34-0234

FAX番号 (0774) 95-3973

メールアドレス shoukou@town.seika.lg.jp